

令和3年(家)第80217号

被相続人 村上 昭

申立人 セントレー大井川下泉管理組合

申立人代理人弁護士 片山 栄範 様

令和3年12月13日

さいたま家庭裁判所家事部

裁判所書記官 白 鳥 由紀子

電話048-863-8810



事 務 連 絡

頭書の相続財産管理人選任事件について、手続費用として50万4,230円の予納が必要ですので、書類一式(保管金提出書, 振込用紙)を送付します。同封の説明書にしたがって納付してください。

納付され次第, 埼玉弁護士会に管理人候補者の推薦を依頼します。

なお, 予納金のうち4,230円については, 財産管理人が選任されたことを官報に掲載する費用として使用いたします。

このほか, この予納金のうち50万円については, 選任された財産管理人の報酬等の担保となるものですので, 財産管理人が被相続人財産を換価処分し, 債権者への支払や国庫への引継ぎ等, 全ての管理業務が終了した後, 報酬支払等で使用しなかった残額を指定された口座に返金いたします。

以 上